

自転車補償プラン

(賠償責任補償特約付帯 交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険)





自転車事故への備えは充分ですか？

ご自身とご家族のために
「自転車補償プラン」で安心を！

自転車補償
プラン

3つの
安心



自転車事故は
およそ**6分に1件**発生



令和元年には、年間で80,473件の
自転車事故が発生しました。

(警察庁「令和元年中の交通事故の発生状況」より)

自転車事故による死傷者数は
交通事故による死傷者数
全体の**約17.0%**



令和元年の自転車事故による死傷者数は
年間78,982人でした。

(警察庁「令和元年中の交通事故の発生状況」より)

自転車保険の加入を
義務化する自治体が
増えています



「被害者の救済」と「加入者の経済的
負担軽減」を目的として、自治体での
加入義務化が進んでいます。

損害賠償金が**高額**となることもあります

自転車事故の高額賠償事例



以下の高額賠償事例は、実際に保険金としてお支払いした事例ではなく、保険金をお支払いできる可能性のある事例です。

判決認容額*	事故の概要	
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。	神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。	東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。	東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。	東京地方裁判所、平成19(2007)年4月11日判決
4,746万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(75歳)に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。	東京地方裁判所、平成26(2014)年1月28日判決

*判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

(日本損害保険協会ホームページ「自転車事故と保険」より)



Point 1

高額賠償でも安心！ 賠償責任は最大2億円！

万が一、他人にケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負うことになってしまった場合、最大2億円まで補償します。



Point 2

頼れる示談交渉 サービスで安心！

日本国内の賠償事故では、あなたに代わって相手方と交渉します。



Point 3

ご自身やご家族のケガも補償します！

自転車事故などの交通事故等でケガをされた場合、入院・通院は1日目から補償します。



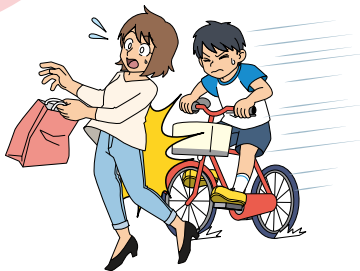
こんなとき保険金をお支払いします

相手方への賠償

賠償責任補償 (賠償事故解決特約付帯)

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

賠償責任 事故例



自転車で歩行人にケガをさせてしまった。



自転車で店の看板を壊してしまった。

交通事故だけでなく日常の賠償も補償



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

示談交渉サービス

賠償責任保険金 (賠償事故解決特約付帯) の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けいたします。

この場合、共栄火災の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

「共栄火災」に代わって

次の場合には、共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、相手の方との示談交渉等の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が共栄火災との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

プラス

ケガの補償

交通事故傷害・ファミリー交通傷害

日本国内・国外を問わず、交通事故等、下記のような事故により被保険者 (保険の補償を受けられる方) がケガをされたときに保険金をお支払いします。*1

交通 事故例

死亡、後遺障害、入院、手術



乗物にはねられたときのケガ



乗物に乗っているときのケガ*2

自転車以外の交通事故等によるケガも補償

駅の改札口をってから出るまでの間のケガ*2



ホームの階段で転んでケガをした。

*1 すでに存在していた身体の障害や病気 (骨粗しょう症を含みます。) の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金 (保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。) をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

*2 急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払いの対象です。



お客様のニーズに合わせて

STEP

1

まず、補償の内容をお選びください。

次の3つのご契約タイプをご用意しています。

ご契約タイプ「X」は、通院も補償されるなどご契約タイプ「Y」「Z」よりも補償が充実しています。

			ご契約タイプ		
			X	Y	Z
補償項目 (保険金額)	相手方への賠償	賠償責任保険金額 (自己負担額0円) (賠償事故解決特約付帯)	2億円	2億円	1億円
	ケガの補償	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	800万円	600万円
入院保険金日額		10,000円	8,000円	6,000円	
手術保険金額		入院保険金日額の10倍または5倍			
通院保険金日額		2,000円	—	—	

おすすめ!

STEP

2

次に、被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲をお選びください。

ケガの補償を受けられる方の範囲について、ご契約の型を「個人型」「夫婦型」「家族型」「本人+親族型」からお選びいただけます。

	ご契約の型	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
ケガの補償	個人型	<input type="radio"/>	—	—
	夫婦型	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
	家族型	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	本人+親族型	<input type="radio"/>	—	<input type="radio"/>
相手方への賠償 (賠償責任*3)	ご契約の型にかかわらず	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

賠償責任については、ご契約の型にかかわらず「ご本人」「配偶者」「その他のご親族」を補償します。

お支払いいただく保険料

保険期間: 1年 | 払込方法: 一時払

STEP1・2でお選びいただいた内容により、次の保険料をお支払いいただけます。

		ご契約タイプ		
		X	Y	Z
保険料	個人型	10,560円	6,200円	4,820円
	夫婦型	16,720円	9,640円	7,400円
	家族型	25,640円	14,920円	11,360円
	本人+親族型	19,480円	11,480円	8,780円

プランをお選びいただけます!

保険金額設定についてのご注意

以下の①、②のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約*と合算して1,000万円までとなります。

- ①被保険者(保険の補償を受けられる方)の年齢が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
- ②被保険者の同意がない場合

なお、夫婦型、家族型または本人+親族型の場合、配偶者・その他のご親族の方がご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、年齢等にかかわらず、他にご契約いただいている同種の保険契約*と合算して1,000万円までとなります。

*同種の保険契約とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

自動継続について

保険期間の満了する日の内容で毎年自動的に契約が継続されます。

保険料はご指定口座からの自動引き落としのため、**継続手続きの手間はありません。**

- *1 被保険者ご本人を変更する場合は、自動継続できません。
このほか、ご契約内容を変更される場合は、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。
- *2 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。

- *1...保険証券の被保険者欄記載の方
- *2...ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。ご親族とは、ご本人またはその配偶者の「6親等内の血族および3親等内の姻族」をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- *3...ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま(下宿されている学生など)」が被保険者となります。
なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

「同居」となる場合の例

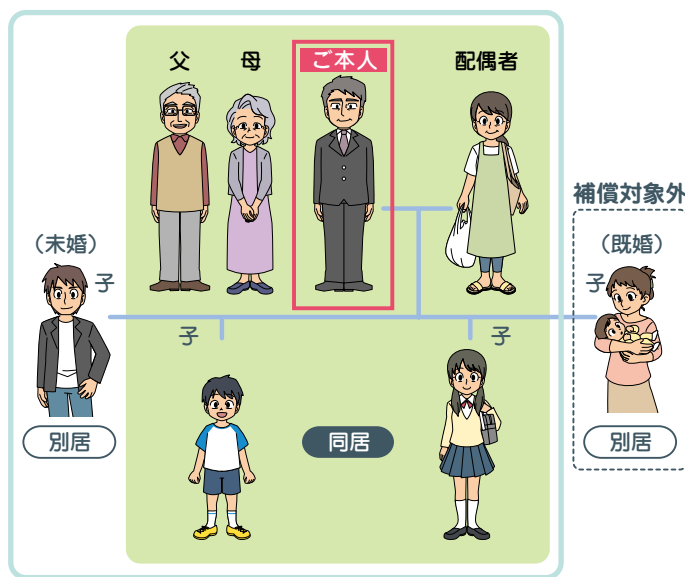
- 同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合
- 病院に一時的に入院されている場合 など

「同居」とならない場合の例

- 単身赴任、海外赴任している場合
- 介護施設に永続的に入所されている場合 など

注 上記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

被保険者(保険の補償を受けられる方)の範囲

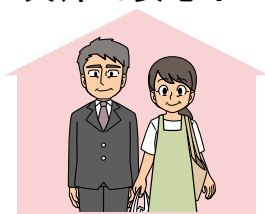


たとえば...



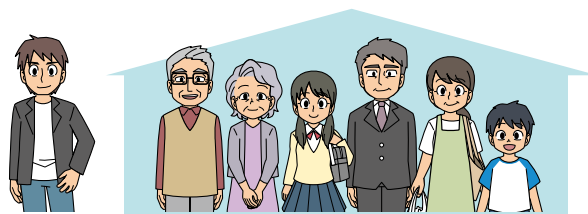
娘が結婚して家を出たので、現在は夫婦で暮らしています。

「ご契約タイプ X **夫婦型**」なら、
夫婦で安心!



わが家は夫婦と子ども2人、両親も同居しています。さらに、ひとり暮らしをしている大学生の息子もいますが、7人まとめて補償できますか?

「ご契約タイプ X **家族型**」で、ご家族7人とも安心!



保険金のお支払いについて

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(ケガ) ^(※2)	死亡保険金	交通事故等 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ(交通事故傷害保険の場合) ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●戦争、内乱、暴動などによるケガ^(※4) ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ など
	後遺障害保険金	交通事故等 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、 死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	交通事故等 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	交通事故等 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術 ^(※3) を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中 ^(注) に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)交通事故等により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
通院保険金	交通事故等 ^(※1) によりケガ ^(※2) をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位 ^(※5) を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等 ^(※6) を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。		
賠償責任保険金(特約) (賠償事故解決特約付帯)	次の偶然的な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに伴い、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ●被保険者本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然的な事故 ●被保険者の日常生活に起因する偶然的な事故	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (注4)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任^(※4) ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。) ●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など <自然災害時の法律上の賠償責任について> 比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水、台風などの風災や大雪による雪害など、一般的には天災の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるようなときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられており、保険金のお支払いの対象とはなりません。	

※1 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物の火災、爆発などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然的な外来の事故
- 乗客として駅などの乗降場構内の改札口に入ってからの乗降場における急激かつ偶然的な外来の事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故
- 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆破などの事故
- 乗物の火災による事故

※2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※3 対象となる手術は以下の①・②とします。

- ①公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
- ②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※4 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

※5 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※6 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

(注)「急激かつ偶然的な外来の事故」とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性=身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性的関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性的疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然的な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

この保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります(スケートボード、キックボード、ストライダー等)。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

もしも自転車事故にあってしまったら…

取扱代理店または共栄火災にご連絡いただく前に、落ち着いて以下のことを行ってください。



………現場での示談は禁物です。必ず「保険会社と相談したうえでご連絡します」とお答えください。………

自転車補償プランに関するご注意

ご契約の際のご注意

①補償重複について

「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまやご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご契約ください。

(注)確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

②告知義務(ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出てください義務)

保険契約者および被保険者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書に★印が付された項目が告知事項となります。

③死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。この契約に死亡保険金受取人を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。ご契約者と異なる方を被保険者とする場合において同意のないままご契約された場合、ご契約は無効となります。なお、個人型以外の

ご契約をご希望の場合、被保険者ご本人以外の被保険者(配偶者・その他のご親族)について死亡保険金受取人を指定することはできません。

④保険契約の無効

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

⑤保険料領収前に生じた事故

保険料の払込みに関する特約などの特定の特約を付帯したご契約を除き、保険期間(保険のご契約期間)が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

⑥自動継続(保険契約の継続に関する特約)について

- 保険期間の末日(満期日)の属する月の前月10日までに、ご契約者または共栄火災のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、原則として、保険期間の末日(満期日)の内容と同一の内容で毎年自動的に継続されます。
- 共栄火災が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日(始期日)とする自動継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。
- 継続前契約の保険金お支払状況のほか、継続時に一定の条件に合致する場合は、継続できないことや補償内容が継続前契約とは異なることがあります。

ご契約後のご注意

死亡保険金受取人の変更

ご契約後、保険金受取人を変更(新たに指定する場合があります。)する場合は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

代理請求制度について ~ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください~

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険

者の代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

ご注意ください

- このパンフレットは「自転車補償プラン」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料
無料

受付時間:平日 午前9:00～午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

もしも事故が起きたら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先